

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年6月25日（木）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	名 取 顕 一
副委員長	田 中 香 澄
理 事	浅 川 のぼる
理 事	宮 本 伸 一
理 事	金 子 てるよし
理 事	上 田 ゆきこ
理 事	海 津 敦 子
委 員	石 沢 のりゆき
委 員	山 田 ひろこ
委 員	白 石 英 行
委 員	浅 田 保 雄

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長

榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	こども未来部長
阿 部 敦 子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
細 矢 剛 史	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
畑 中 貴 史	総務課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査主査	高 橋 裕 美
議事調査主査	窪 田 英二郎
議事調査担当	宮 川 美 帆
議事調査担当	阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

- (1) 人事案件について
- (2) 令和8年7月臨時議会について
- (3) 6月定例議会追加提案事項について
- (4) 意見書について
- (5) 議員の派遣について
- (6) 議事日程及び追加議事日程について
- (7) 本会議の流れ及び所要時間について

- (8) 議会関連フロア改修工事に伴う仮移転期間中の対応について
- (9) 令和8年9月定例議会の日程を協議するための議会運営委員会の開催について
- (10) その他

午前 9時57分 開会

○名取委員長 時間前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員、理事者とも、全員御出席をいただいております。

○名取委員長 まず初めに、人事案件についてであります。

資料1、同意依頼文を御覧ください。

本件について、区長から発言の申出を受けたいと思います。

成澤廣修区長。

○成澤区長 おはようございます。

副区長の選任同意、教育委員会委員の任命同意及び監査委員の選任同意につきまして、本日正式に、議長にお取り計らいをお願いいたしました。

まず、副区長の選任同意につきまして、本日をもって退職いたします佐藤正子副区長の後任といたしまして、新名幸男さんを選任いたしたいと存じます。

次に、教育委員会委員につきましては、6月22日をもって任期満了となりました福田雅委員の後任といたしまして、室伏広治さんを任命いたしたいと存じます。

次に、識見を有する者のうちから選任いたしております監査委員につきましては、6月24日をもって任期満了となりました渡部敏明委員の後任といたしまして、吉岡利行さんを選任いたしたいと存じます。

また、議員のうちから選任いたしております監査委員の岡崎義顯議員が、このたび、その職を辞されましたので、後任といたしまして、浅田保雄議員を監査委員に選任いたしたいと存じます。

なお、依頼文の写しにつきましては、資料のとおりでございまして、各氏は、それぞれの職または委員において最適任であると確信しております。

本日の本会議におきましては、何とぞ全員一致の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいま区長より発言のありました、副区長の選任同意、教育委員会教育委員の選任同意及び監査委員の選任同意につきましては、本日の本会議の日程に追加し、議題といたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、令和8年7月臨時議会についてであります。

本件について、区長からの申出を受けたいと思います。

成澤廣修区長。

○成澤区長 令和8年6月5日付でなされた住民監査請求につきまして、17日付で、本区監査委員から、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認める旨の通知がございました。

つきましては、地方自治法の規定に基づき、個別外部監査契約の締結に当たり、区議会の御議決を頂戴いたしたく、契約締結の手続が整い次第、臨時議会の開催をお願いいたしたいと存じますので、特段のお取り計らいをお願い申し上げます。

以上でございます。

○名取委員長 ただいま区長から、臨時議会の開催を要請する旨の申入れがございました。

本件については、臨時議会を7月24日金曜日、午後2時に開くこととし、議会期間は1日としたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、7月24日の臨時議会当日の日程についてですが、本会議の運営について協議するため、午前10時より議会運営委員会を、また、13時より全員協議会を開催することといたします。

○名取委員長 続きまして、6月定例議会追加提案事項についてであります。

6月定例議会追加提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和8年6月区議会定例議会に御提案申し上げる案件につきましては、先の議会運営委員会で御説明いたしましたが、その後、追加の案件が出てまいりましたので、御説明申し上げます。

このたび、追加いたします案件は、条例案1件、事件案2件でございます。

それでは、追加提案事項のデータを御覧ください。

第1は、文京区印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始に伴い、これらを利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができることとするものでございます。

イは、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第2は、事件案で、文京区岩井文化財収蔵庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約でございます。

本件は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金2億9,040万円、契約の相手方は、千葉県南房総市久枝1,244番地1、リバージュ202、東海建設株式会社、表取締役、平田剛久でございます。

第3は、事件案で、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約の一部変更についてでございます。

本件は、工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

変更内容でございますが、契約金額が、金10億6,902万4,000円から金11億5,985万1,000円となるものでございます。

追加提案事項の説明は以上でございますが、これによりまして、本定例議会に提案する案件は、条例案6件、事件案20件、予算案1件の都合27件と相成るものでございます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてであります。1番は総務区民委員会に、2番及び3番の2件は文教委員会に、それぞれ付託したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、追加された提案事項の取扱いについて、お諮りいたします。

本日の本会議の日程に追加することとし、本会議を途中休憩して、直ちに議案審査を行うため、第一委員会室にて総務区民委員会、文教委員会の順に、順次開催することとしたんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、意見書についてであります。

資料3、意見書案を御覧ください。

各会派から提出された意見書案について、意見書等調整小委員会における協議の経過及び結果について御報告を受けたいと思います。

山田意見書等調整小委員会委員長。

○山田意見書等調整小委員会委員長 6月12日に行われました意見書等小委員会での協議の結果を申し上げます。

1、消費税率を5%に引き下げ、インボイス制度廃止を求める意見書（案）です。

政府は、一時的な物価高に焦点を当て、飲食料品対象に消費税減税1%で2年間限定で審議しており、消費税は社会保障の重要な財源であり、給付付き税額控除と連動し考えております。この5%に引き下げるということは、賛同ができません。

また、インボイス制度廃止については、税負担の公平性から慎重な検討が必要ではないかとの意見もあり、一致を見ませんでした。

2、最高裁判決で違法判決を受けた国の生活保護基準引き下げへの補償は引き下げ前基準との全ての差額を遡及支給し早期全面解決を求める意見書（案）。

こちらにつきまして、最高裁は、減額処分は違法と判断したものの、全受給者に減額分を全額支給せよとは命じておらず、また、国家賠償請求も認めておりません。現在、国は、最高裁判決を受けて、社会保障審議会の生活保護基準部会などで、判決で問題とされた部分をどう是正するか、過去の減額の扱いをどうするか、今後の基準改定ルールをどうするか等、議論され、検討されているところであります。よって、この意見書案には賛同ができないという意見もあり、一致を見ませんでした。

次に3、有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書（案）です。

P F A Sによる健康や環境への影響については、充分注視すべきものであるし、必要な対策を進めるべきであります。ただし、ここで述べられている欧米の数値基準などは、予防原則が基にあり、日本は科学的根拠に基づく規制を重視しており、つまり、有害性と実際どれだけ摂取するかを組み合わせた科学的証明をもって判断しているのが日本であります。特定国の基準を直ちに採用することには、慎重な検討が必要である。また、規制により、水道設備の大規模改修、工場の設備更新、地方自治体の財政負担などが発生し得る。それらの社会的コストと健康保護の効果のバランスも重視する必要があるとの意見もあり、一致を見ませんでした。

4番、文部科学省が同志社国際高校の辺野古学習を「教育基本法違反」とした判断は教育への介入であり抗議し撤回求める意見書（案）です。

文科省は、特定の政治的立場に基づく運動の現場に生徒を参加させる場合には、政治的中立性や多面的な学習機会の確保に十分な配慮が必要ではなかったかということを教育基本法14条2項に沿って指摘をしております。つまり、辺野古新基地建設に反対する団体のテント村を訪問したこと、建設に抗議するための船に乗船して見学したこと、反対運動の関係者から説明を受けたことを問題視しております。よって、文部科学省の問題提起に一定の理解を示しますという意見もあり、一致を見ませんでした。

5番、予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書（案）です。

この法案は、近年の少子化による自衛官確保の難しさ、退職自衛官の減少、災害対応の増加により予備自衛官制度の安定的運営を図るためのものであり、ここで書かれている志願の強制や人事評価の反映を定めたものではありません。廃案を求める理由としては、充分ではないのではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

6番、国家情報会議設置法の廃止を求める意見書（案）です。

近年のサイバー攻撃や技術流出への対応を踏まえれば、国の情報分析能力の強化は必要である。この意見書では、法律を廃止することを言っておりますが、適切な統制の下での運用、国会への説明責任やプライバシー保護を徹底した適正な運用を求めていくことが重要ではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

7番、すべてのケアラーに対する包括的な支援を法的枠組みの整備を求める意見書（案）です。

この意見書案では、新たな包括的法制度を整備することが前提となっています。国は既に介護、障害福祉、子育て支援、就労支援などの制度を通じて、支援を進めるとともに、制度

横断的な取組の充実を図っているので、まずは既存制度の活用と連携強化、施策の検証を着実に進めることが重要ではないかとの意見もあり、一致を見ませんでした。

8番、住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）です。

住宅確保は重要な課題であり、高齢者や子育て世帯への居住支援の充実、特に居住支援法人の活動支援や見守り体制の強化、空き住宅の有効活用には賛同します。一方で、新たな住宅手当の創設や生活保護住宅扶助の一律の引上げについては、既存制度との整合性や国の財政負担や公平性を充分検証する必要がある。よって、現在進めている住宅セーフティネットの充実を着実に進めることが重要ではないかとの意見もあり、一致を見ませんでした。

9番、ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）です。

低出生体重児の命と健康を守るため、ドナーミルクの活用や母乳バンクの取組は重要な意義があると考えます。国においては、研究支援や体制整備を進めており、法的位置付けや財政支援の在り方については、安全性の確保、制度との整合性、持続可能性などを十分に検討した上で進める必要があるのではないかとの意見もあり、一致を見ませんでした。

10番、住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書（案）です。

違法民泊対策や住民の安全・安心の確保という問題、特に無届け民泊への対策強化や悪質事業者への適切な指導監督については重要である。国においても、既に住宅宿泊事業法に基づく監督や自治体による条例規制が行われており、適法な民泊は、観光振興や空き家活用にも寄与している。制度の見直しに当たっては、住環境の保全と観光政策とのバランスを十分に考慮し、過度な規制によって適法な事業活動を阻害しないよう、慎重な検討が必要であるという意見もあり、一致を見ませんでした。

11番、水俣病被害者の早期救済と認定制度の改善を求める意見書（案）です。

水俣病被害者の高齢化を踏まえた迅速な審査や丁寧な支援の必要性は理解いたします。一方、認定制度は、長年の医学的知見や司法判断を踏まえて運用され、また、国は既に特措法等に基づく救済制度を実施していることから、認定基準の見直しを前提とする本意見書案には、慎重な検討が必要であるという意見もあり、一致を見ませんでした。

12番、奨学金返済の負担軽減策を求める意見書（案）です。

若者の奨学金返還負担への配慮は重要と考えます。国は既に、給付型奨学金の拡充や所得連動返還猶予制度の充実など必要な対策を進めており、また、企業により返済支援についても制度整備が行われているところです。本意見書が求める一律的な金利引下げや利子免除については、制度の持続可能性や公平性の観点から慎重な検討が必要ではないかとの意見もあ

り、一致を見ませんでした。

13番、第1回核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）です。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現を目指す立場に変わりはありません。また、核保有国と非核保有国の橋渡し役としての役割も重要であると考えます。しかし、国際社会の分断と対立が深まり、ロシアや中国、北朝鮮を巡る安全保障環境が厳しさを増す中、核軍縮は現実的な安全保障との両立が求められています。政府は、NPTを核軍縮、核不拡散の基盤と位置付け、具体的な前進に向けた外交努力を続けているところであり、本意見書案の提出には賛同できないという意見もあり、一致を見ませんでした。

14番、ブルーカーボン活用の推進を求める意見書（案）です。

ブルーカーボンは、脱炭素社会の実現や海洋環境の保全に資する取組として重要であり、藻場・干潟の再生や研究開発、普及啓発を進めることには一定の意義があります。国においては、Jブルークレジット制度や各種支援策が進められているところであり、新たな財政支援や制度拡充については、費用対効果や実効性を十分に検証しながら進めたほうが良いという意見もあり、一致を見ませんでした。

15番、住宅の断熱性能向上及び断熱改修支援の強化を求める意見書（案）。

住宅の断熱性能向上やヒートショック対策は重要です。国においては、省エネ基準の義務化や住宅省エネキャンペーンなど各種支援、また、断熱改修の促進に取り組んでいるところです。新たな制度整備や財政支援の拡充をする前に、既存施策の効果検証や国民負担、地域の実情を踏まえた検討が必要ではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

16番、刑事訴訟法の再審規定の実効的な改正を求める意見書（案）です。

冤罪被害者の救済や再審制度の在り方は重要です。現在、といいますのは、6月12日の意見書等小委員会時点ですけれども、国会において、再審制度の見直しを含む刑事訴訟法改正が審議されており、証拠開示や検察官抗告の在り方についての制度整備も進展し、今国会で成立する公算が大きくなりました。制度変更や検察官抗告の全面禁止について、政府は部会を重ね協議しております。よって、この意見書案提出については、賛同できないという意見もあり、一致を見ませんでした。

17番、再審における検察の不服申し立ての禁止等を求める意見書（案）です。

こちらについても、同内容、同趣旨の16番と同じ内容のものであったことから……、あ、言い方が違いましたよね、全面禁止にするというところでしたけれども、意見としては、こちらにも同意見があり、一致を見ませんでした。

以上になります。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいまの小委員会委員長の報告のとおり、決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議員の派遣についてであります。

資料4、議員の派遣についてを御覧ください。

連携交流都市協定を締結した水戸市における第66回水戸黄門まつりに参加し、親睦を深めることを目的とし、茨城県水戸市に資料のとおり議員を派遣することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、本件については、本日の本会議に議長発議により追加提案し、議決することといたします。

○名取委員長 続きまして、議事日程及び追加議事日程についてであります。

資料5、議事日程・追加議事日程を御覧ください。

事務局長より、本日の本会議の日程について、報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 まず、本日の議事日程でございます。

日程第1から第12までとして、総務区民委員会における議案審査終了分、条例案1件、事件案10件、予算案1件でございます。

次に、日程第13として、厚生委員会における議案審査終了分、条例案1件でございます。

次に、日程第14から第16までとして、建設委員会における議案審査終了分、条例案1件、事件案2件でございます。

次に、日程第17から第24までとして、文教委員会における議案審査終了分、条例案2件、事件案6件でございます。

次に、本日の追加議事日程です。

追加日程第25として、総務区民委員会に付託予定の条例案1件でございます。

次に、追加日程第26及び第27として、文教委員会に付託予定の事件案2件でございます。

次に、追加日程第28から第38までとして、各常任委員会において審査が終了した請願11件でございます。

次に、追加日程第39として、副区長選任の同意について、追加日程第40として、教育委員会委員任命の同意について、追加日程第41及び第42として、監査委員選任の同意についてが2件、追加日程第43として、議員の派遣についてでございます。

以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

○名取委員長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間について、報告を受けたいと思います。
佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、6月25日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、山田ひろこ議員と海津敦子議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、住民監査請求要旨についての報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第25として、議案第25号の条例案1件、追加日程第26及び第27として、議案第26号及び第27号の事件案2件、追加日程第28から第38までとして、請願審査終了分11件、追加日程第39として、副区長選任の同意について、追加日程第40として、教育委員会委員任命の同意について、追加日程第41及び第42として、監査委員選任の同意についてが2件、追加日程第43として、「議員の派遣について」、計19件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

日程第1から第12までとして、議案第2号及び第8号から第17号まで並びに第1号の12件が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第13として、議案第3号が議題とされ、のぐち厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第14から第16までとして、議案第4号、第18号及び第24号の3件が一括して議題とされ、松平建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第17から第24までとして、議案第5号から第7号まで及び第19号から第23号ま

での8件が一括して議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第25として、議案第25号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、追加日程第26及び第27として、議案第26号及び第27号の2件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会、文教委員会の順に、順次委員会を開催し、各議案に係る審査を行います。委員会終了後、議場に参集し、再開宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会及び文教委員会から議案審査報告書が提出されますので、これらを本日の日程に追加いたします。

次に、議案第25号が議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第26号及び第27号の2件が一括して議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第28から第38までとして、各常任委員会における請願審査終了分11件が一括して議題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

次に、副区長選任同意の対象となる者が議場を退出し、追加日程第39として、副区長選任の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。採決の後、選任同意された者が議場に入場し、一旦自席に着席後、登壇して挨拶を行います。

次に、追加日程第40として、教育委員会委員任命の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読の後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。

次に、追加日程第41として、監査委員選任の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。

次に、監査委員選任の対象となる議員が除斥され、議場を退出した後、追加日程第42として、監査委員選任の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となりま

す。採決の後、選任同意された議員が議場に入場し、一旦自席に着席後、登壇し、挨拶を行います。

次に、追加日程第43として、議員の派遣についてが議題とされます。

議案を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で日程が終了し、全ての議事が終了いたします。区長から御挨拶をいただき、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣告から休憩宣告までが32分程度、再開宣告から散会宣告までは39分程度と見込んでおります。これに、休憩中の各委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局長の説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議会関連フロア改修工事に伴う仮移転期間中の対応についてであります。

議会関連フロア改修工事に伴い、本年7月より令和10年4月までの間、議会関連フロアが仮移転となります。

まず、移転の概要について、事務局長より説明をお願いいたします。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 移転の概要について御説明をいたします。

今回の移転につきましては、各フロアの改修工事のタイミングに合わせる必要があるため、3回に分けて実施を予定してございます。

具体的なスケジュールといたしましては、まず、7月上旬に24階の委員会室が26階へ移転いたします。続いて、8月中旬に22階の議員控室が21階へ、最後に、12月中旬に23階、正副議長室及び事務局事務室が25階へ移転し、仮設フロアへの移転が完了することとなります。

元のフロアへの復帰につきましては、議会フロア改修工事終了後の令和10年4月を予定してございます。

説明は以上です。

○名取委員長 次に、資料6、委員会の仮移転期間対応についてを御覧ください。

本件について、事務局長より説明をお願いいたします。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 仮移転期間となる令和8年7月から令和10年4月までの対応を御説明いたします。

まず、1の仮設委員会室レイアウトについてです。

2ページ目を御覧ください。

まず、正副委員長席を入口側中央に配置し、左側に議員席、右側と正副委員長席の対面側に理事者席を配置しております。

次に、傍聴席については、右下の傍聴席エリアのほか、入口付近に車椅子エリアを配置しております。具体的な傍聴席数につきましては、移転作業の中で調整をいたします。

最後に、左下の理事会開催場所についてですが、委員会での理事会開催のほか、理事者の待機場所として利用を想定してございます。

次に、3ページ目を御覧ください。

こちらは、議会運営委員会の座席配置となります。先ほどの座席配置と異なり、現状の第二委員会室の座席配置を踏襲する形で、委員が対面になるように配置をしております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。

次に、2の定例議会期間以外の常任委員会の開催日時についてです。

仮設期間中は並行開催が出来ないため、資料のとおり開催日を初日、2日目の2日間に分ける変更でございまして、本件については、既に委員会日程調整会議の中で御決定いただいておりますが、改めて議会運営委員会にてお示しするものでございます。

次に、3の会議室としての貸出しについてでございます。

仮設委員会室につきましても、従前どおり、議会の会議に支障を来さない限りにおいて、議員の主催の会議及び執行機関の主催の会議等について、使用を可能とするものでございます。

説明は以上です。

○名取委員長 委員会の仮設期間対応については、資料のとおりと決定いたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、資料7、文京区議会議員控室等レイアウトを御覧ください。

仮移転期間中の控室等の配置については、資料のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、令和8年9月定例議会の日程を協議するための議会運営委員会の開催についてであります。

9月定例議会の日程について協議するため、7月27日月曜日、午後1時から議会運営委員会を開催することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、当日は議会運営委員会終了後に、引き続き、委員会日程調整会議を開催する予定となっておりますので、その旨をお伝えいたします。

○名取委員長 それでは、その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは以上で、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 10時34分 閉会